

公益財団法人身体教育医学研究所コンプライアンス規程

公益財団法人身体教育医学研究所
規 程 第 17 号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人身体教育医学研究所（以下「法人」という。）の倫理規程の理念に則り、法人に適用又は適用の可能性のある法令、法人の定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 法人の役員及び職員（契約職員を含む。以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先とする。

(担当)

第3条 法人のコンプライアンスに関する組織等として次のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス担当理事の職務)

第4条 コンプライアンス担当理事（以下「担当理事」という。）は、業務執行理事とする。

2. 担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門（以下「統括部門」という。）を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
3. 担当理事の役割及び権限は次のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例対応の統括責任者

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会はコンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事例についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、コンプライアンス統括部門長である総務主任、研究部長、指導部長を委員として構成する。

3 コンプライアンス委員会事務局は、コンプライアンス統括部門に設置し、コンプライアンス統括部門長を事務局長とする。

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年3月、9月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部門の役割)

第7条 法人の総務部をコンプライアンス全般の統括部門とし、総務主任を統括部門長とする。

2 統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、実施等を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、遂行する。

3 統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況及びコンプライアンスにかかわる事項を担当理事に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告及び連絡)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそれに類する行為を発見した場合は、速やかに統括部門に報告する。

2. 統括部門長は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそれに類する行為について知りえた場合は、直ちに担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、担当理事の承認を受けて、当該事象に対応する。

3. 役職員は、緊急事態等の事由により、統括部門を経由することができない報告について、第1項にかかわらず担当理事に直接報告することができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月6日から施行する。